

沖縄科学技術大学院大学 基本方針・ルール・手続き

理事長・学長決定
労働基準法
労働災害補償保険法
労働安全衛生法

第41章 職場の安全衛生

41.1 基本方針

沖縄科学技術大学院大学は、職員に対し、安全で健康が維持される環境が提供されるよう努めます。本学は、職員の心身の健康の増進のため、研修、各種制度、保健サービスを提供します。学内の執務スペースは、適切な換気や照明がなされたものとし、職員には人間工学の観点から適切な設備・器具や家具が提供します。安全に関する研修を受講し、安全に関するルールを順守するとともに、職員は栄養ある食事、十分な睡眠、日々の運動、リラックスや余暇のための時間をとることに心掛けることが期待されます。本学の安全衛生に関する総合的或いは特定の任務に関する研修、職員の健康、研究安全に関する研修、防災、緊急時の対応等に関する包括の方針として、基本方針・ルール・手続きの[13章](#)が定められています。

本章の定める事項は、健康診断と労働災害補償保険法の対象となる業務上の負傷や職業に関連する疾病の補償に限定します。

41.2 留意すべき事項

[本学の安全衛生管理に関する規則](#)は、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）に準拠したものとなっています。また、本学は安全衛生に関して、独自の要件も定めています。

業務上の負傷や職業に関連した疾病については、労働災害補償保険法によって、治療やその他の費用が補償対象となる場合があります。（[PRP41.3.2](#)）

41.3 ルール

41.3.1 健康診断

詳細は、[就業規則](#)第72条及び[非常勤職員就業規則](#)第59条定めます。

41.3.2 労働者災害補償

詳細は、[就業規則](#)第92条及び[非常勤職員就業規則](#)第77条で定めます。

41.3.2.1 欠勤中の報酬についてのルール([34.3.6.7](#))にかかわらず、労働者災害補償保険法の規定する業務災害又は通勤災害による負傷又は疾病により欠勤した職員には、欠勤期間の最初の3日間は本学より日給が全額支給されます。

最初の3日間以降、労働者災害補償保険（保険）での補償が下記の計算式による金額より少額の場合、補償金を確認した後、本学がその差異を支給します。

計算式：（日給([34.3.6.5](#))）×（職員の休業予定日数）

41.3.2.2 常勤の役員は本学が準備した役員災害補償保険で補償されます。補償には下記の種類があります。

- 遺族補償給付金
- 後遺障害給付金
- 入院給付金
- 手術給付金
- 通院給付金

41.4 責務

41.4.1 職員

職員は職場の安全衛生に関する法令及び本学の方針を遵守し、常に労働災害の防止に努める責任を有します。

41.4.2 人事マネジメントセクション

人事マネジメントセクションは、職員及び役員に対して災害補償の基本方針を正確に実施する責任を有します。

41.4.3 保健センター

保健センターは、職員の健康診断を適切に実施する責任を有します。

41.4.4 本学

本学は雇用者として関連法令を順守して（[第13章](#)を参照）、快適な職場環境の創出と職員の安全衛生の確保と改善に必要な措置を講じる責任を有します。

41.5 手続き

41.6 様式

41.7 連絡先

41.7.1 本方針の所管

副学長（人事担当）

41.7.2 その他連絡先

人事マネジメントセクション

保健センター

41.8 定義